

中小・小規模事業者

賃上げ緊急支援金 説明会を開催します

最低賃金の大幅な引き上げにより、特に大きな影響を受ける県内中小・小規模事業者の負担軽減のため、緊急的な措置として支援金を支給しています。

**事前申込
不要**開催の詳細は
裏面をご覧ください**対 象**

従業員を1人以上雇用する
県内中小・小規模事業者

支給額1事業者
につき**15** (1回限り)
万円**申請期間****令和8年 6月1日(月) ~ 12月28日(月) 予定**※予算の上限に達し次第、
募集を終了します**申込方法**

特設WEBサイトの
申請フォームから
お申し込みください

詳細は特設WEBサイトをご覧ください

長崎県 賃上げ 特設

検索

**申請は
こちら
から!**

●ご不明な点は事務局までお気軽にお問い合わせください

〈お問い合わせ先〉 中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金事務局

長崎県委託事業 (国の重点支援地方交付金活用)

☎095-893-6260

[受付時間] 平日9:00~17:45(土・日・祝除く)

● 説明会スケジュール

日付および会場	時 間	オンライン開催
8月4日(火)【島原市】 島原文化会館 小ホールB	14:00 ~ 16:00	●
	17:00 ~ 19:00	●
8月6日(木)【五島市】 福江文化会館 会議室	14:00 ~ 16:00	
	18:00 ~ 20:00	
8月7日(金)【五島市】 福江文化会館 会議室	9:30 ~ 11:30	
8月10日(月)【雲仙市】 愛の夢未来センター 研修室中	13:00 ~ 15:00	
8月18日(火)【大村市】 サンスバおおむら 中会議室	15:00 ~ 17:00	●
	18:00 ~ 20:00	●
8月24日(月)【壱岐市】 壱岐の島ホール 201会議室	14:00 ~ 16:00	●
	18:00 ~ 20:00	●
8月25日(火)【壱岐市】 壱岐の島ホール 201会議室	9:30 ~ 11:30	●

日付および会場	時 間	オンライン開催
8月27日(木)【平戸市】 平戸文化センター 会議室C	14:00 ~ 16:00	
8月31日(月)【長崎市】 長崎ブリックホール 会議室	14:00 ~ 16:00	●
	18:00 ~ 20:00	●
9月11日(金)【新上五島町】 石油備蓄記念館 研修室	14:00 ~ 16:00	
	18:00 ~ 20:00	
9月12日(土)【新上五島町】 石油備蓄記念館 研修室	9:30 ~ 11:30	
9月25日(金)【佐世保市】 アルカス佐世保 中会議室A	14:00 ~ 16:00	●
	17:00 ~ 19:00	●
9月29日(火)【西海市】 西海市西彼農村環境改善センター 第二研修室	13:00 ~ 15:00	●

その他の地域でも順次開催予定！ 開催スケジュールは
特設 WEB サイト等で順次お知らせいたします。

※オンラインでの開催については、開催日に特設 WEB サイトに記載のリンクより
ご参加ください。

※スケジュールは変更となる可能性がございます。最新の情報は特設WEBサイトを
ご確認ください。

最新の開催情報、
オンラインでの
参加はこちら！



相談会&申請のサポートを実施いたします！

説明会と併せて、WEB 申請にあたる相談会や申請のサポートを実施いたします。

会場へお持ち
いただくもの

下記に記載している申請に必要な書類一式

※ノートパソコン、スマートフォン、タブレットなどWEB申請を行う
ための端末をお持ちの方は会場にお持ちください



● 申請に必要な書類について

【法人の場合】

- 従業員 1 名分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(事業主通知用) の写し
(無い場合は、労災保険適用事務所であれば、従業員 1 名
分の雇用契約書の写しでも可)
- 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し※1
- 県税に未納がない証明書の写し※1
- 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写
し(その 3-3)※1
- 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、
名義人等)が分かる書類(通帳の見開きの写し等)

【個人事業主の場合】

- 従業員 1 名分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(事業主通知用) の写し
(無い場合は、労災保険適用事務所であれば、従業員 1 名
分の雇用契約書の写しでも可)
- 直近の青色申告決算書(収支内訳書でも可)の写し※2
- 事業概要がわかるもの※3
- 県税に未納がない証明書の写し※1
- 所得税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写
し(その 3-2)※1
- 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、
名義人等)が分かる書類(通帳の見開きの写し等)

※1：申請日より3か月以内に発行されたもの

※2：全ページの写し

※3：申請者と同一人物が営む事業内容や所在地、屋号が確認できる資料(例：開業届、ホームページ、確定申告書など)